

「少年の日」活動要領

第1 設定趣旨

少年非行の防止に対する地域住民の理解と関心を高めるため、毎月定期に「少年の日」を設定し、少年補導委員、少年指導委員及び関係機関、団体等の協力を得て、県下一斉に集中的、重点的に補導活動を実施して、少年の非行防止と健全育成に寄与しようとするものである。

第2 設定する「少年の日」

毎月5日とする。ただし、日曜日、祝日の場合は、その翌日とする。

第3 活動重点事項

1 共同補導の強化

少年警察担当警察官、少年補導職員、地域警察官が中心となって、少年補導委員、少年指導委員並びに関係機関、団体及び地域住民と連携の上、署情に応じ交番、駐在所単位に補導活動を実施し、非行少年等の早期発見補導に努めること。

2 有害環境の浄化

少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は残虐性を助長するなど少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる出版物、広告物、玩具及び少年の非行化を助長し、又は非行少年等のたまり場となるなど少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるスナック、喫茶店、遊技場、アパート等を積極的に発見し、地域住民に有害環境に関する身近な問題を提起して地域ぐるみによる環境浄化に努めること

3 保護活動の強化

(1) 家出少年等の発見保護活動

補導活動を通じて家出少年等の早期発見に努め、少年の非行化を防止すること。

(2) 危険な場所、施設等の排除

花火遊び、路上遊び等危険な遊びによる各種事故の防止に努めるとともに、危険な場所、施設等の所有者、管理者、責任者に対して、積極的な予防改善措置の要請を行うなど実態に応じた保護活動に努めること。

第4 活動上の配意事項

1 少年処遇基本の遵守

補導活動等に際しては、常に健全育成の精神と、少年の特性に深い理解をもって当たり、また、補導活動等を通じて知り得た秘密は絶対に漏らさないこと。

2 効果的な活動の推進

補導活動等の時間、場所、従事員の編成等については、管内の少年非行等の実態及び危険な遊び、危険な個所における事故の発生状況等を分析し、その実態に応じた計画を策定し、効果的に推進すること。

3 関係機関等との連携

少年補導委員及び少年指導委員を始め、少年に関係する機関、団体その他地域住民に対し「少年の日」設定の趣旨及び少年非行の現状、家出少年の実態、危険な遊び、危険な個所における事故発生状況などについて啓発し、少年に対する補導活動、保護活動等の必要性を訴えて協力を得ること。

第5 報告

- 1 特異な事案については、その都度報告すること。
- 2 「少年の日」における実施結果は、別記様式により翌日午前9時までに少年課へ電話報告すること。

別記様式〔略〕